【事案VI-4】通院共済金請求

・2019年5月30日 申立て不受理

<事案の概要>

申立人は、交通事故により受傷したため通院治療を受けたが、被申立人が共済金の 支払および契約の更新を拒否したことを不服として、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は、90日間の通院共済金の支払と契約を有効(更新)とする判断を求める。

2. 申立ての理由

平成 29 年 11 月の交通事故により、申立人は、病院診断書記入のある身体の部位に 痛みおよび痺れの症状があり、前の交通事故(平成 29 年 9 月)で通院していた病院で 医師の指示により治療を受けた。

く共済団体の主張>

被申立人は、本案件について裁判所に対し訴訟を提起する予定であることから、裁定手続規則第16条(裁定審議を行わない場合場合)第3項に該当するため、裁定審議を行わないとの判断を求める。

<裁定の概要>

訴訟係属を確認したうえで、共済相談所規定第10条第2項第三号(裁定手続規則第16条第三号)に基づき、被申立人より訴訟係属証明の提出を受け、裁定申立てを不受理とした。